

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和3年度から令和5年度までの期間における対象事業費と財源内訳を踏まえ、都市計画税率に関する特例の適用期間を延長するため、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

なお今回の改正では、税率は従前のまま「0.24%」とします。

2 改正内容

(1) 都市計画税について、令和2年度まで適用されている特例税率の適用期間を延長します。

	現 行	改 正 (案)
特例税率	100分の0.24	100分の0.24
適用期間	平成30年度～令和2年度	令和3年度～令和5年度

(参考) 特例税率 100分の0.01 当たり約1億3,500万円 (R2 予算)

(2) 対象事業費の見込

単位：万円

		R 3	R 4	R 5	3 か年計
歳出見込	対象事業費	45 億 2,100	43 億 3,400	50 億 5,800	139 億 1,300
歳入見込	特定財源	11 億 4,600	9 億 5,000	16 億 1,800	37 億 1,400
	一般財源	33 億 7,500	33 億 8,400	34 億 4,000	101 億 9,900
都市計画税 0.24%		33 億 2,300	33 億 4,000	33 億 5,800	100 億 2,100
充当割合		98.5%	98.7%	97.6%	98.3%

【参考】

(1) 税率の推移及び適用期間

S 31～S 52 税率 100 分の 0.20 (法の制限税率 100 分の 0.20)

S 53 税率 100 分の 0.25 (法の制限税率 100 分の 0.30)

S 54～S 62 税率 100 分の 0.30 同 上

S 63～H 5 税率 100 分の 0.27 同 上

H 6～H 29 税率 100 分の 0.25 同 上

H 30～R 2 税率 100 分の 0.24 同 上

(2) 多摩地域 26 市の動向

◎都市計画税率を据置 (予定含む) 21 市 ※羽村市は、R 4 以降の引上げを検討中

◎都市計画税率を変更 (引き下げ) 2 市 (立川・国立)

◎都市計画税率を令和3年度のみ変更 3 市 (武蔵野・昭島・東村山)

都市計画税充当対象事業費見込

区 分		年 度	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)	3か年計 (百万円)
対象事業費	街路・公園整備	A	1,447	1,090	1,674	4,211
	駅前広場等整備	B	70	219	335	624
	土地区画整理 市街地再開発	C	0	0	0	0
	下水道整備	D	1,167	1,167	1,167	3,501
	地方債償還費	E	1,176	1,197	1,221	3,594
	そ の 他	F	661	661	661	1,983
	合計 (A+B+C+D+E+F)	G	4,521	4,334	5,058	13,913
財源内訳	国・都支出金	H	820	667	1,163	2,650
	地 方 債	I	306	263	435	1,004
	負 担 金 等	J	20	20	20	60
	一 般 財 源	K	3,375	3,384	3,440	10,199
	うち都市計画税 (0.24 %)	L	3,323	3,340	3,358	10,021
合計 (H+I+J+K)	M	4,521	4,334	5,058	13,913	
都市計画税 充当割合	$\frac{L}{K} \times 100 (\%)$	N	98.5%	98.7%	97.6%	98.3%